

にし地域包括支援センター（指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業）運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が開設するにし地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等、その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援者状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 にし地域包括支援センター
- (2) 所在地 大阪府四條畷市北出町28番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

尚、担当職員数は、以下の(2)、(3)、(4)、の職種のうち4名以上とする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）

被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じて、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的

かつ継続的な支援を行う。

(3) 社会福祉士 1名以上（常勤）

- ① 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。
- ② 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う。

(4) 保健師等 1名以上（常勤）

- ① 要支援者等からの相談に応じ、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行う。
- ② 被保険者が要支援・要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるように必要な援助を行う。

(5) 事務職員 1名以上（常勤・非常勤）

介護予防ケアマネジメント・ケアプラン作成業務、高齢者の総合相談業務、権利擁護業務等、地域での包括的ケアマネジメント支援業務に係る事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

（但し土・日、祝祭日、12月29日から1月3日までの年末年始は除く）

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分迄とする。

（但し、営業時間のほか、常時連絡体制あり。TEL：072-863-0170）

(指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

- ① 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
- ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する紹介等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問等の頻度

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③ サービスの評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

3 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、領収書を交付する。

(介護予防支援業務の委託について)

第7条 事業者が、居宅支援事業者へ介護予防支援業務の委託を実施する場合には、厚生労働省令の規定に基づき適正に実施するものとする。

2 前項の規定のほか、委託の実施については以下のとおり行うものとする。

(1) 事業者は、第6条の業務について、要件を満たすものと関係市町村が認めた居宅介護支援事業者に委託を行うことができる。

(2) 委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、利用者の希望を可能な限り尊重するものとする。

(3) 委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、公平・中立の立場で行うものとする。

(4) 事業者からの委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が業務を行う場合においても、この運営規程を遵守させるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は四條畷第1圏域とする。

(事故発生の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

(5) その他の虐待防止のために必要な措置

(苦情処理)

第 11 条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の作成等)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(衛生管理等)

第 14 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 センターは介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 センターは職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と当事業所の管理者及び四條畷市との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

